

## 北海道中小企業総合振興資金融資制度の

# ステップアップ貸付

## 【政策サポート「事業活性化(IT活用)」】

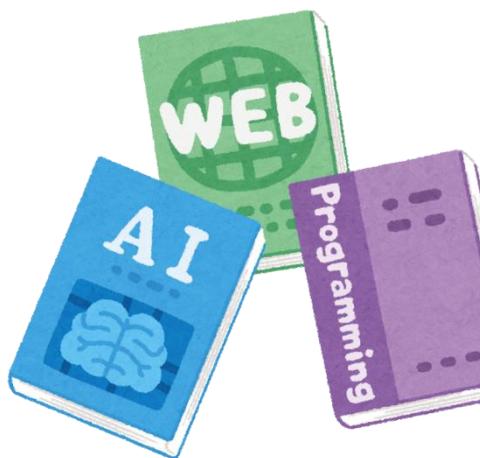
### 対象者

- ・生産性向上、ビジネスモデルの構築や販路の開拓・拡大に向けたITツールの導入を行う方



融資金額

1億円  
以内



融資期間

10年以内  
(うち据置1年以内)

融資利率

	固定金利
3年以内	年1.4%
5年以内	年1.6%
7年以内	年1.8%
10年以内	年2.0%

変動金利  
年1.4%  
※融資期間が3年を  
超える場合に限る



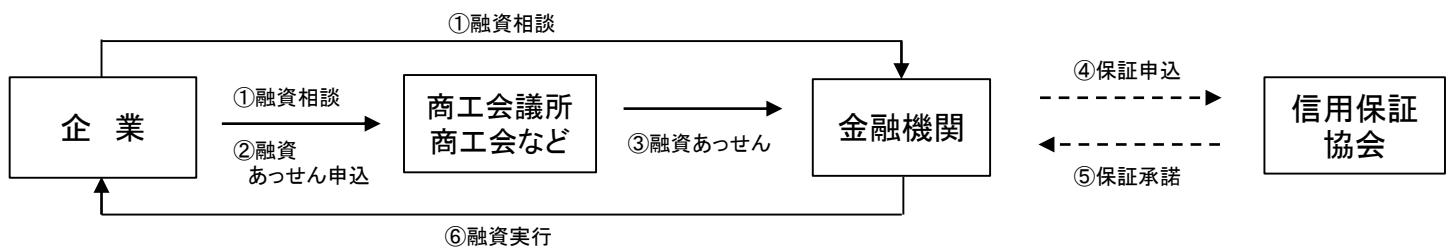
詳しくは裏面をご覧ください

プラスITで、効率的に。  
プラスITで、未来を拓く

# 融資条件

融資対象	(1)業務効率化などによる生産性向上に向けたITツール(※)の導入を行うもの  (2)デジタル技術を活用したビジネスモデルの構築や販路の開拓・拡大に向けたITツール(※)の導入を行うもの  (3)「情報処理の促進に関する法律」(昭和45年法律第90号)に基づく経済産業大臣の認定(DX認定制度)を受けたもの  (※)ITツールとは、情報技術(IT)に関する製品及びサービス(「ハードウェア」、「ソフトウェア」、「クラウドサービス」、「オプション」、「役務」及び「システム開発」など)のことを指します。
資金使途	事業資金
融資金額	1億円以内
融資期間	10年以内(うち据置1年以内)
融資利率	<b>【固定金利】</b> 3年以内 年1.4% 5年以内 年1.6% 7年以内 年1.8% 10年以内 年2.0% <b>【変動金利】</b> 年1.4% ※融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る ※市場実勢に応じて半年毎に金利が変わります
担保及び 償還方法	取扱金融機関の定めるところによる
信用保証	必要により信用保証協会の保証に付することがある
取扱 金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、北海道信用農業協同組合連合会、信用金庫、信用組合

## 融資までの基本的な流れ



## お申し込み方法

資金の借入を希望する方は、所定の「融資あっせん申込書」に必要な事項を記載し、地元の商工会議所又は商工会(※)に「融資あっせん」の申込みをしてください。(貸付メニュー毎に定める計画書などの書類を添えること)

- (※)・中小企業等協同組合等及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会へ申込みも可。  
・(公財)北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。

## お問い合わせ先

地元の商工会議所または商工会へお問い合わせいただくほか、北海道経済部地域経済局中小企業課(TEL011-204-5346)、または各総合振興局・振興局の商工労働観光課、小樽商工労働事務所にお問い合わせください。

北海道ホームページからも確認できます。

北海道 制度融資

検索

